ウ　これらの者のいずれかが、事前通知を受けた後１週間以内に、管財人に対し、当該売却方法について書面により反対の意思表示を行った場合には、管財人は、当該有価証券を、証券取引所を通じて売却する。

エ　これらの者のいずれもが１週間以内に上記意思表示をしなかった場合、又はその期限前でもすべての更生担保権者が同意した場合、管財人は事前通知をしたところに従って、裁判所の許可を得て、当該有価証券を売却する。

⑷　実質売却価額、担保弁済額

各有価証券の売却代金から、証券会社の手数料その他当該有価証券の売却にあたり生ずる費用（ただし、更生担保権者と協議のうえ、合理的な金額を定める）を控除した金額（以下「実質売却価額」という）を各有価証券に担保権を有している更生担保権者への弁済総額とし、これを更生計画による権利変更前の担保権の順位に従い各担保権に対して割り付けた金額（ただし、同順位の複数の更生担保権者がある場合には、当該更生担保権者間の担保割付合意に基づく按分割合（別表11参照）で按分して割り付けるものとする）を、当該有価証券を目的とする担保権を有していた各更生担保権者に対する担保弁済額とする。

⑸　権利の変更及び弁済

ア　各有価証券が売却されたときは、売却の都度、売却代金全額が入金された日から１ヶ月以内に、下記イ又はウに従って権利の変更及び弁済を行う。

イ　各有価証券の実質売却価額が当該対象有価証券を目的とする全ての担保権にかかる別表７－２の「新しい債権額」欄記載の金額の合計額を上回る場合

㋐　当該有価証券を目的とする担保権を有している更生担保権者に対して、当該担保権にかかる別表７－２の「新しい債権額」欄記載の金額を一括弁済する。

㋑　当該有価証券を目的とする担保権を有していた各更生担保権者の担保弁済額から、上記㋐の弁済額を差し引いた差額については、更生担保権とみなして追加弁済するものとする。

ウ　各有価証券の実質売却価額が当該有価証券を目的とする全ての担保権にかかる別表７－２の「新しい債権額」欄記載の金額の合計額と同じか又はそれを下回る場合

㋐　当該有価証券を目的とする担保権を有している更生担保権者に対して、担保弁済額を一括弁済する。

㋑　上記㋐の弁済時に、確定更生担保権額から、上記㋐に基づく弁済額を控除した残額について免除を受ける。

⑹　更生計画認可決定時売却済み担保有価証券にかかる更生担保権の取扱

管財人は、更生計画認可決定前に、各有価証券にかかる更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、担保権を抹消した上で各有価証券を売却し、その売却代金のうち実質売却価額について当該更生担保権者のために預金質権を設定することができる。

更生計画認可決定時に売却済みである担保有価証券にかかる更生担保権については、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、更生担保権の弁済を実施する。

当該弁済の実施に当たって、管財人は、更生担保権者から、当該更生担保権にかかる預金変換担保の解除を受けることにより、預金をもって更生担保権の弁済に充てる。

３　リース物件にかかる更生担保権

⑴　確定債権

１件　　5,195,950円

別表４－３（リース物件にかかる更生担保権）

⑵　弁済の方法

確定更生担保権全額を、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に弁済する。

⑶　更生計画認可決定時売却済みリース物件にかかる更生担保権の取扱

管財人は、更生計画認可決定前に、リース物件にかかる更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、担保権を抹消した上でリース物件を売却し、その売却代金から売却にあたり必要な費用等を控除した額を限度として確定更生担保権額に満つる額まで、当該更生担保権者のために預金質権を設定することができる。

更生計画認可決定時に売却済みであるリース物件にかかる更生担保権については、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、更生担保権の弁済を実施する。

当該弁済の実施に当たって、管財人は、更生担保権者から、当該更生担保権にかかる預金変換担保の解除を受けることにより、預金をもって更生担保権の弁済に充てる。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び納付方法

１　公租公課

⑴　届出債権

５件　　1,112,100円及び額未定

別表５（公租公課）

（内訳）

①　本税等　　1,112,000円

②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　　０円

③　更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは当該決定日）までの延滞金等　　額未定

④　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日以降に更生計画認可決定があるとき）　　額未定

⑤　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　　額未定

⑥　督促手数料　　100円

⑵　権利の変更

ア　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等は、徴収の権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

イ　更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは当該決定日）までの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

ウ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日以降に更生計画認可決定があるとき）は、徴収の権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

エ　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

オ　免除の効果は、更生計画認可決定確定日に発生する。ただし、上記ア及びウについては当該日以後に徴収権者の同意が得られたときは当該同意が得られた日に発生するものとする。

⑶　納付方法

上記⑵による免除後の債権の全額を、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、一括して納付する。

２　労働債権

労働債権は存在しない。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

１　通常の一般更生債権※

⑴　確定債権

11件　6,986,620,208円及び額未定

別表６－１（一般更生債権）

※　「通常の一般更生債権」とは、一般更生債権のうち、本節第２項に定める一般更生債権を除く、その余の一般更生債権をいい、別表６－１に記載された一般更生債権をいう。

⑵　権利の変更

ア　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権にかかる通常の一般更生債権は、更生計画認可決定確定時に、全額免除を受ける。

イ　下記⑶による弁済にかかる額（第１回目の弁済額及び第２回目の弁済額の合計額）を超える債権部分については、下記⑶イ記載の第２回目の弁済時に、全額免除を受ける。